○山口県公安委員会の事務の委任に関する規則

昭和４２年１１月１日
公安委員会規則第２号

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

山口県公安委員会の事務の委任に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、法令の規定に基づく山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の事務の委任）

第２条　公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号。以下この条において「法」という。）第１７条第１項の規定により、次に掲げる事務を山口県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。

(1) 法第５条第１項の規定による命令（以下この条において「禁止命令等」という。）

(2) 法第５条第２項（同条第１０項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

(3) 法第５条第３項の規定による禁止命令等及び当該禁止命令等に係る意見の聴取

(4) 法第５条第６項又は第７項（これらの規定を同条第１０項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知

(5) 法第５条第９項の規定による延長

(6) 法第１３条第２項の規定による報告徴収等

２　公安委員会は、法第１７条第１項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

(1) 法第５条第３項の規定による禁止命令等

(2) 法第５条第６項又は第７項の規定による通知（前号に掲げる禁止命令等に係るものに限る。）

(3) 法第１３条第２項の規定による報告徴収等（第１号に掲げる禁止命令等をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の事務の委任）

第３条　公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この条において「法」という。）第４２条第１項の規定により、次に掲げる事務を本部長に委任する。

(1) 法第３５条第１項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務

(2) 法第１２条の４第２項に規定する指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務

(3) 法第１５条第１項の規定に係る仮の命令に係る同条第４項及び第５項に規定する事務
(4) 法第３０条の１１第１項の規定に係る仮の命令に係る同条第３項及び第４項に規定する事務

２　公安委員会は、法第４２条第３項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。
(1) 法第１１条第１項の規定による命令
(2) 法第１２条第２項の規定による命令
(3) 法第１２条の６第１項の規定による命令
(4) 法第１８条第１項の規定による命令
(5) 法第２２条第１項の規定による命令
(6) 法第２６条第１項の規定による命令
(7) 法第３０条の規定による命令
(8) 法第３０条の３の規定による命令
(9) 法第３０条の７第１項の規定による命令
(10) 法第３０条の１０第１項の規定による命令

（道路交通法の事務の委任）

第４条　公安委員会は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１１４条の２第１項の規定により、次に掲げる事務を本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を付与し、聴聞をし、又は意見の聴取をした事案については、この限りでない。
(1) 運転免許（以下この条において「免許」という。）の保留
(2) 免許の効力の停止
(3) 前２号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取
(4) 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮
(5) 免許の効力の停止の解除
(6) 仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消し

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際すでに弁明の機会の供与に関する通知又は聴聞に関する通知若しくは公示がされている事案に係る本則第１号から第３号までに掲げる事務については、なお従前の例による。

附　則　（昭和４８年３月２日公安委員会規則第１号）

この規則は、昭和４８年４月１日から施行する。

附　則　（平成４年４月１７日公安委員会規則第２号）

この規則は、平成４年４月２０日から施行する。

附　則　（平成５年７月３０日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成５年８月１日から施行する。

附　則　（平成６年９月３０日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成６年１０月１日から施行する。

附　則　（平成９年１０月３１日公安委員会規則第３号）

この規則は、平成９年１１月１日から施行する。

附　則　（平成２０年８月１日公安委員会規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成２４年１０月３０日公安委員会規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則　（平成２６年５月３０日公安委員会規則第５号）

この規則は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則　（平成２９年６月１３日公安委員会規則第４号）

この規則は、平成２９年６月１４日から施行する。